

特記仕様書

1. 標準業務内容

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本作業の確認		作業方針の確認、作業スケジュールの確認、雨水管理の策定方針の確認
2. 基礎調査 2-1 現地踏査	対象区域の地域特性の把握	地形・地勢、生活環境、道路状況、交通状況、河川水路状況、家屋の状況、既存雨水関連施設の状況、既存雨水整備計画資料、主要地下埋設物状況、河川計画関連資料、ライフラインの状況、地下空間の利用状況、地域防災計画
	対象区域の土地利用の把握	土地利用形態の現況
2-2 収集・整理	浸水被害実績	浸水被害実績の日時・場所、被害状況（浸水面積、床上床下戸数、浸水深、浸水原因、被害の時間変化等）、水防活動状況等
	降雨記録	降雨観測点（消防等他部局の観測点も含む）の名称・所在地、地域の既往最大降雨、浸水被害時の10分単位の時系列降雨量等
	外水位	外水位（河川水位、潮位など）観測点の名称・所在地、浸水被害時の1時間単位の時系列水位等
	雨水整備状況	雨水整備区域、各種施設の整備状況等
	下水道計画	下水道法事業計画書、一般平面図、排水区画割施設平面図、計画降雨諸元（整備目標、確率年、降雨強度式）、浸水想定区域図（内水ハザードマップ）、その他ハザードマップに適用した降雨諸元（降雨時系列、総降雨量、降雨継続時間）等

	河川等整備状況	河川計画資料（計画諸元、図面等）、河川整備状況（現況整備計画、整備状況等）貯留・浸透施設の現況と計画（施設諸元、図面等）、その他の排水施設（農業用排水路等）の現況と計画（施設諸元、図面等）等
	地形・地勢等状況	地形図（DM データ（デジタルマッピング））、標高図（LPデータ（航空レーザー測量データ））、土地利用図（数値情報、図面等）等
	地下空間の利用状況	地下街の位置・規模、その他の地下空間施設情報等
	水位計等の設置状況	水位計の位置・機種等
	評価指標に係る施設情報	地下街の有無（規模、位置等）、災害時要配慮者施設の有無（規模、位置等）、公共交通施設の有無（駅等の位置、利用者数等）、資産（建物）の分布状況（DM データ）、人口の分布状況（統計資料）等
	その他	浸水対策に係る地域の要望についての情報、地域防災計画等
	2-3 まとめと照査	「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査
	3. 検討対象区域の設定 3-1 検討対象区域の設定	現状又は将来の土地利用の状況等、浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産、人口等の集積状況等を勘案し設定
	3-2 まとめと照査	「検討対象区域の設定」における方針の確定・確認と作業内容の照査

<p>4. 浸水要因分析と地域ごとの課題整理</p> <p>4-1 地域（ブロック）分割 検討対象区域の分割</p> <p>4-2 浸水リスクの想定</p> <p>4-3 地域ごとの浸水要因分析</p> <p>4-4 まとめと照査</p>		<p>対策目標の検討</p> <p>浸水実績、内水ハザードマップ、浸水シミュレーションや地形情報（標高データ）による浸水シミュレーション（詳細）等作成及びその結果に基づく浸水危険性の想定</p> <p>基礎調査及び浸水危険性の想定に基づく浸水要因の分析</p> <p>「浸水要因分析と地域ごとの課題整理」における方針の確定・確認と作業内容の照査</p>
<p>5. 地域ごとの雨水対策目標</p> <p>5-1 評価指標の設定と評価</p> <p>5-2 地域ごとの対策目標と浸水対策実施区域の設定</p>		<p>雨水対策目標を定めるための評価指標の設定及び必要に応じた評価指標の重み付け検討、地域ごとの指標の重要度評価</p> <p>浸水リスク等の評価や地域の状況に応じた柔軟な対策目標の設定</p> <p>浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産・人口の集積状況等を勘案した浸水対策実施区域の設定</p> <p>重点対策地区、一般地区等の区域分け</p>
<p>5-3 実施区域外の位置付けの検討</p> <p>5-4 まとめと照査</p>		<p>浸水対策実施区域外の取扱い方法の検討</p> <p>「地域ごとの雨水対策目標の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査</p>

<p>6. 段階的対策方針の策定</p> <p>6-1 段階的対策方針の策定</p> <p>6-2 まとめと照査</p>	<p>段階的対策時における対策メニュー案事業可能量の考慮</p>	<p>現在・中期・長期の各段階に応じた対策メニュー案の抽出</p> <p>財源等に応じた概略対策可能量把握</p> <p>現在・中期・長期の段階的対策方針策定</p> <p>「段階的対策方針の策定」における方針の確定・確認と作業内容の照査</p>
<p>7. 提出図作成</p>	<p>雨水管理方針マップの作成</p> <p>雨水管理方針説明書の作成</p> <p>その他関係図書の作成</p> <p>打合せ議事録の作成</p>	<p>計画期間、下水道計画区域、計画降雨（整備目標）、段階的対策方針等の図化</p> <p>雨水管理全般についての概要説明書</p>
<p>8. 計画協議</p>	<p>いちき串木野市上下水道課との計画協議</p>	

第 1 章 総 則

第 1 条 目的

雨水管理総合計画浸水シミュレーション（詳細）策定業務委託を行うものとする。

第 2 条 準拠仕様

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書による他、関係各法令に準拠して実施するものとする。

第 3 条 疑義

本仕様書において明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

第 4 条 業務対象範囲

本業務の対象範囲は以下の通りとする。

1) 業務履行範囲 添付図面を参照

第 5 条 書類の提出

受託者（以下「乙」という）は、業務着手にあたり、担当職員と詳細な打合せ・協議を行うと共に、本業務の着手届、主任技術者及び現場代理人経歴書（履歴書添付）、実施計画書等を作成し、発注者（以下「甲」という）に提出し、担当職員の承認を受けた後、作業を進めるものとする。

第 6 条 成果品の訂正

「乙」は、本業務完了後であっても、提出した成果品に「乙」の未確認による誤り又は、訂正事項があった場合は、「乙」の責任において直ちに訂正し再提出しなければならない。

第 7 条 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて「甲」のものとし、「甲」の承認を得ずして、公表、貸与、使用してはならない。

第 8 条 秘密の保持

本業務によって知り得た秘密は、第三者に漏らしたり、公言したりし

てはならない。

第 2 章 業 務 内 容

第9条 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

第10条 業務の手順

- (1) 業務は、十分な協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

第11条 現地踏査

現地踏査は対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

第12条 調査及び計画

受注者は、いちき串木野市より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、雨水管理方針を作成するものとする。

第13条 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第 14 条 打合せ・協議

打合せ・協議にあたっては、打合せ・協議記録簿、議事録を作成するものとする。特に重要案件については監督員の承認を得るものとする。

第15条 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 対象区域：区域内340ha、区域外128ha
- (2) 浸水要因分析と地域ごとの課題整理
- (3) 地域ごとの雨水対策目標
- (4) 検討対象区域の設定

(5) 段階的対策方針の策定

第 3 章 検査及び成果品

第 16 条 検査

監督職員は必要に応じて本特記仕様書及び、関係図書に基づき成果品の検査を行い、不備の箇所については必要な指示を与える事ができる。

第 17 条 成果品

本業務の納入成果品は次の通りとする。

- (1) 雨水管理総合計画成果品
- (2) その他関係図書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子成果品一式